

平成 2 7 年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 号

平成 2 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 7 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 8, 2 1 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10	国民健康保険料	13,643,100
	10 国民健康保険料	13,643,100
15	国庫支出金	12,101,700
	10 国庫負担金	10,461,600
	15 国庫補助金	1,640,100
20	療養給付費交付金	826,200
	10 療養給付費交付金	826,200
23	前期高齢者交付金	17,021,200
	10 前期高齢者交付金	17,021,200
25	県支出金	3,247,200
	05 県負担金	431,930
	10 県補助金	2,815,270
30	共同事業交付金	14,589,800
	10 共同事業交付金	14,589,800
33	財産収入	1,200
	10 財産運用収入	1,200
35	繰入金	6,267,100
	10 他会計繰入金	5,896,100
	15 基金繰入金	371,000
40	繰越金	100
	10 繰越金	100
45	諸収入	518,400
	10 延滞金・加算金及び過料	61,980
	23 受託事業収入	329,160
	25 一部負担金	10
	30 雑入	127,250
歳 入 合 計		68,216,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10	総務費	1,095,200
	10 総務管理費	862,790
	15 徴収費	232,410
15	保険給付費	39,975,100
	10 療養諸費	35,332,060
	15 高額療養費	4,256,520
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	336,170
	25 葬祭諸費	50,000
17	後期高齢者支援金等	8,248,400
	10 後期高齢者支援金等	8,248,400
18	前期高齢者納付金等	5,300
	10 前期高齢者納付金等	5,300
20	老人保健拠出金	400
	10 老人保健拠出金	400
23	介護納付金	3,118,500
	10 介護納付金	3,118,500
25	共同事業拠出金	14,592,600
	10 共同事業拠出金	14,592,600
30	保健事業費	1,010,900
	10 保健事業費	20,780
	15 特定健康診査等事業費	990,120
35	諸支出金	69,600
	10 償還金及び還付加算金	69,600
40	予備費	100,000
	10 予備費	100,000
歳 出 合 計		68,216,000

